平成２１年（フ）第１１７号
広島県呉市広名田２丁目６番35号
債務者　石田　正治
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４９号
広島県世羅郡世羅町大字本郷698番地１
債務者　小川　景子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
広島県三原市糸崎４丁目18番15号
債務者　森　　昇一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
広島県三原市本郷町善入寺甲1449番地
債務者　谷　　和典
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
広島県三原市本町１丁目９番23号
債務者　礒見　牧子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
広島県尾道市高須町4814番地１　レジデンスミツイＢ103
債務者　山内　政信
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
広島県尾道市高須町4814番地１　レジデンスミツイＢ103
債務者　山内　真弓
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
愛媛県松山市白水台６丁目３番地14
債務者　新賀　玲子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２５８号
愛媛県松山市保免西２丁目10番28号　ニューほうめんⅡ201号
債務者　嶌川　沙希
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２６５号
愛媛県松山市束本２丁目９番23号
債務者　玉木まり子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２７０号
愛媛県松山市南吉田町511番地８
債務者　門田　圭子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２９９号
愛媛県喜多郡内子町寺村3481番地
債務者　小倉チズ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３３９号
愛媛県伊予郡砥部町麻生38番地、住民票上の住所愛媛県松山市天山２丁目２番30号　門田荘２号
債務者　奥濱　茂夫
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３４２号
愛媛県松山市日の出町４番21号
債務者　谷岡　志穂
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３４８号
愛媛県松山市祝谷６丁目1095番地
債務者　白石　泰正
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
愛媛県伊予市下吾川1757番地１
債務者　嶋田　満益
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３７２号
愛媛県松山市久保田町102番地11
債務者　及川　祐次
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
松山地方裁判所